

役員等報酬規程

社会福祉法人 厚生協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生協会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、当法人と委任関係のある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 費用弁償とは、役員等が当法人の職務執行上必要な経費として支払われるものである。

(非常勤役員等)

第3条 この規程は、当法人の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等で非常勤の者の報酬並びに費用弁償の額の支給方法について定めることを目的とする。

(報酬並びに費用弁償)

第4条 非常勤役員等が当法人の職務のために出勤する場合は、費用弁償として当法人の旅費規程に定める額を支給する。

(常勤役員)

第5条 この規程は、当法人の定款第22条の規定に基づき、役員で常勤の者の報酬並びに費用弁償の額の支給方法について定めることを目的とする。

(報酬並びに費用弁償・旅費等)

第6条 理事長が当法人の職務のために出勤する場合の報酬は、別表1に定める。

- 2 理事のうち施設、本部事務局の職を兼務する者には、役員としての報酬は支給しない。
- 3 役員等が当法人の職務のために出張等する場合は、当法人の「旅費規程」を準用する。
- 4 役員報酬の総額は、当法人の業績等を勘案して、評議員会にて定める。ただし、総額は社会福祉法人としての一般的な社会通念に基づいて定めることを原則とする。

(退職金)

第7条 常勤の役員に対して退職金の支払いをすることができる。

(退職金の支給対象)

第8条 退職金は、役員が退職又は解任されたときはその者（役員が死亡したときはその遺族）に支払うものとする。ただし、職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは支給しない。

(退職金の額)

第9条 退職金の額は、その者の報酬額にその者の在職年数を乗じ、さらに12か月で除して得た額とする。

2 前項の退職金の支払額は、評議員会の決議を経て、その者の職務実績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(公表)

第10条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、新たな定款変更の認可を受けた日（平成28年12月12日）から施行する。

別表1

理事長の報酬	月額 200,000円
--------	-------------

この別表は、新たな定款変更の認可を受けた日（平成28年12月12日）から施行する。